

H17.11.11「国と地方の協議の場」(第12回)終了後の
地方六団体会長共同記者会見概要

日 時：平成 17 年 11 月 11 日 (金) 10:00 ~ 10:40

場 所：都道府県会館 6 階知事室

会見者：全国知事会会長	麻生	渡
：全国都道府県議会議長会会長	島田	明
：全国市長会会長	山出	保
：全国市議会議長会会長	国松	誠
：全国町村会会長	山本	文男
：全国町村議会議長会会長	川股	博

麻生全国知事会会長

冒頭、官房長官の方から三位一体改革について、これを具体的に実現すべく 4 大臣会合を開き、方針を決めて、各省に具体的に補助金、負担金の削減を求め、今提出を求めている最中であるという作業状況の話があった。

これに対して、地方側の方から、まず私の方が代表して、第一は、今回の三位一体改革は、小泉総理の掲げる 2 大改革の「国から地方へ」の一つである。これは、我々としても日本全体が、それぞれ地域の創意工夫を生かして活力ある日本をつくっていくという意味からこうしてやろうということをやっているものである。かつ今回総理は、地方の意見を尊重してやるということを確認に私どもに言っているから、地方の意見を尊重してやるという総理の方針の下で改革案づくりを進めてもらいたい。

第二点目は、実際に改革については、昨年 11 月の「政府・与党合意」によって、2 兆 4,000 億円の削減内容が決まっている。その中には、8,500 億円の義務教育国庫負担金が入っており、これについては一般財源化ということで実行してもらいたい。問題は 6 千億円であるが、これについては、我々が苦労して 2 回地方案を出しているから、この中からやってもらいたい。その場合には施設費を対象にすること、補助率、負担金の率の引き下げは改革にならない、交付金化も本質的な改革にはならない、このようなやり方をとらないでもらいたいということを確認に申し上げた。最後に生活保護費については、そもそも、負担率を下げることを前提としないということの関係者の協議会に参加したが、負担率を下げるような案が出てきている、これは全然前提が違うし、信義則に反するということと、そもそも厚生労働省はこういう案を出してきているが、どういう制度にするのが望ましいかという制

度の本質的な議論をなしていない。

第三番目にこれを行うということになった場合、現に地方側では事務の返上とかというような動きになってくると思う。きわめて深刻な事態になる。かつこれになると、国と地方の信頼関係が根底的に損なわれるということになり、単に生活保護だけではなくて、実態として、地方が国と一体となっていて社会福祉全体の行政ができなくなってしまうということを、極めて深刻であるということを通り返し申し上げた。

これに対して、川崎厚生労働大臣からは、増加原因が地方の裁量ではなくて、社会的要因であるということについては自分達も認識している。ただ、社会的な要因だから地方でなくて国だということにもならないだろうと、やはり社会的要因を改善するというのを地方がやらなければならないと言っていた。

それから文部科学大臣は、山本会長が明確に単純なる負担率の引き下げの案は、案にならないとはっきり言っていたことに対する返事みたいなことであるが、色々な要素を考えるということをしており、必ずしもよく分からない。義務教育のあり方とか、地方の意見とか、中央教育審議会の議論とか、そういうことをよく考えてまとめたことを書かなければならないという話であった。

あと、総務大臣が、総理の発言は非常に重い、これを尊重してやっていかなければならないということ、それから施設整備についても考えていかなければならないということで進めていくという話があった。

それから財務大臣は、施設整備については改めて言わないけれども、財政再建と色々関係があるんだと言っていた。

与謝野大臣は、地方の行財政改革、地方交付税については、平成 18 年度までは総額を確保するという事になっているが、その先には地方交付税改革を含めた行財政改革をしっかりとやらなければならないし、公務員の削減、国家公務員は削減の方向が出たので、地方側もしっかりやらう。幅広い視野からの改革が必要なのだとそういう話があった。

それから、私から、沖縄については様々な特例措置がなされているが、これは歴史的な経緯があり、日本全体にとって沖縄は非常に大切だからこれはちゃんと配慮してもらいたいと申し上げた。これに対して小池大臣の方からそういうことでやっていくと話があった。

山出全国市長会会長

私からは、地方の方が一所懸命真面目にやってきたということを知ってほしいと申し上げた。それから、昨日全国市長会の役員会を開き、生活保護の

問題についての、場合によっては、收拾しきれない事態もありうる。その背景は、国に対する不信感である。一つは地方改革案に生活保護を入れなかった。国民健康保険も入れなかった。去年は国保を引っ張り出してきて、今年生保を引っ張り出してきて、地方をだましていうふうに我々は感じていて、そこに不信感がある。この不信感というのは、本当に心配であり、厚生労働省の仕事というのは、本当は市民に一番密接な仕事をしているわけで、子供の世話とか、お年寄りの世話とか、その両方の不信感が、行き先ならぬということになったら大変不幸である。社会保険庁は市町村に年金事務の委託をしてみると言い出したり、高齢者の後期医療制度を市町村に移すと、とんでもない話である。

それからもう一つは、生保については、ここに来て、保護基準の設定権限を県とか市に変えるというふうになっているのだけれども、生活保護というのは、貧しい人にご飯を与え、これは生活扶助であるし、家の屋根の下に住んでいるのであれば、瓦が傷んだら、住宅扶助、直してあげる。こういう生業というのを一体として国が面倒を見ることで、生活保護が作られるのであって、それをばらばらにするのであるなら、土台制度は成り立たない。本来国が、所得の再配分、所得の移転対象に保護者という国民をおいて、そこに直接お金を支給という仕組みである。義務教育の場合は、県が学校の先生にお金を渡すもので全く違う。生保は貧しい人に直接お金を渡す仕組みなのであり、大変重要な仕組みである。だから、国の責任というのを感じて負担割合というのは、国が4分の3を持つと、こういうことになっている。これは、小泉総理大臣が、厚生労働大臣に決めた割合ではないかということである。

負担を減じて、税源を移譲する、だからいいのではないかという議論があるが、私は、この国の負担割合というものに意味があるのだと。生活保護だから国が4分の3持つのだよという意味である。そこをいい加減に負担割合を3分の1にしたりするのはおかしい。義務教育は国の責任だと言うのなら、責任をもしも果たそうと云うのなら、負担率を引き下げて良いということにはならない。私はやはり、そういうことは理念のない、大義名分のないことだと思う。そういう三位一体改革は、禍根を残すと言いたいと思っている。最後に付け加えたいのは、施設補助であって、今の改革案であるなら施設補助を対象にしていない。だいたい分権のスタートというのは、施設補助金であったわけである。公民館と児童館を一緒に建物を作ろうとしたら、入り口は二つ作らなければならないと、こういうことを言われたから、補助金制度というのを改革しなければならない、ここから分権というのはスタートしている。分権の原点、スタートはやはり施設補助だったと思う。

山本全国町村会会長

麻生全国知事会会長と山出全国市長会会長からほとんど話がなされたので、全国町村会としては、ほとんど申し上げることはないのであるが、ただこれだけ申し上げておきたいのは、金額あわせだけやっていると、だから6,000億円の整理がついただろということでは、地方、特に町村は困る。だから決めたとおりに、改革はやるべきである。税源移譲というのは、我々が出した改革案どおりにやってくださいと申し上げた。なぜなら、たとえば義務教育費も小学校、中学校分があり、2兆5,000億円ある。そのうちの3分の1を出すと8,500億円になる。それでいいじゃないかということであるが、これは単なる金額あわせである。だから中学校分の8,500億円を地方へ渡していくと、中学校に関する権限も一緒に地方へ移っていく。そういうふうにやってほしいと我々はこれまで主張してきた。計画もそういうふうに主張してきた。ところが、8,500億円を地方に移せばよいということで計算をして、2兆5,000億円から8,500億円を出すと、3分の1出せばいいということになる。そういうやり方はしないでほしいと。だから、趣旨の通る制度そのものが移るようなそういうやり方をしてほしいと、義務教育に限らず、他の面でも同じ事である。町村側は、三位一体の改革で、どれだけのメリットがあるのかという懸念をもっているし、同時に心配もしている。変な移譲の仕方をすると、これからの信頼関係が薄らいでくる。私の方はそれだけ申し上げた。

島田全国都道府県議会議長会

今まで苦勞してきた信頼の関係を失ってもらいたくはない。せっかく地方六団体がまとめた話なので、これに沿って、それなりの税源移譲の額を決めてほしい。とりわけ、地方は市町村合併によって、辛酸を舐めている。地方はもう動き出しているのだから、どうかこの信頼を失って欲しくない。同時に、そういうことから、それは今度、官房長官から、日にちを切って、税源の額を各省庁にお示しされた。これは、改革案の一步も二歩も前進であり、それには六団体の意見を盛り込んで十二分にやっていかなければならない。そうして、国と地方の信頼関係を構築してやっていきたい、こういうことを申しあげた。

島田全国都道府県議会議長会会長退席

国松全国市議会議長会会長

今の島田全国都道府県議会議長会会長の言葉を受けて、実際に市町村合併において一番数字的に分かるのは、議員の数が極端に減っているということ

と、その財源効果としては、1,000億円以上の数字として効果が出ている。国の方から反論したかったが、時間がなかったので言えなかったのだが、とにかく市町村合併による財源効果というのは計り知れない数字があって、今すぐには出てこないはずである。もし今回の三位一体改革の税源移譲がうまくいかなかったら、一段の改革をしろと、例えば合併をしろといわれても、市町村にとっては、こんな財源しか来ないのだったら、何もメリットがないので、やらないよと、もうこれ以上言うことを聞きたくないという状況になるのではないかという危惧をしている。私どもの全国市議会議長会は、本日評議員会を開き、全国知事会、全国市長会と同様の決議を出させていただく。地方分権改革の早期実現を求める決議であるとか、生活保護費負担金等地方への負担転嫁反対の緊急決議を行うこととしており、六団体同一歩調で歩きたいと思っている。麻生全国知事会会長が冒頭でおっしゃられた地方の創意工夫を生かす、地方裁量権の拡大ということであれば、国が出してきているこの負担転嫁というのは、三位一体改革ではなく、国が勝手に財政が厳しくなったから、地方に押し付けているといわざるを得ないと思っている。三位一体の改革が本当にそれを実行しようとしているのは、官邸と総務省としか私は思えてならない。

川股全国町村議会議長会会長

全ての会長さんが、それぞれ言ったように私も六団体の一環としてはそのとおりであるということで、よろしくお願いします。

- 質疑・応答

A社

官房長官からは、今の六団体からの主張を踏まえて、何らかの総括的な意見はあったか。

麻生全国知事会会長

いや、それはなかった。議論が行われたことについての、そういう意見を出してもらったことについての感謝というか評価の言葉はあった。今後どうするかについては、具体的な話はなかった。

A社

数値目標を示して、そして指示を出したという所までの総括であったのか。

麻生全国知事会会長

そうである。

B社

地方が3.2兆円の地方案を出した時に、暫定分の教育を8,500億円を、抜いたら、2,000億円しか回答になっていない。3.2兆円の地方案を出して、2,000億円しか回答が出ていない。去年の事を合わせて言えば。そういうふうにして、地方が進んで地方案を出したのではなくて、総理の要請に基づいて出した、それが3.2兆円の2,000億円という。どういうふうにお考えになっているのか。

麻生全国知事会会長

あれは、去年呑んでいる。だから、国保も去年色々あったが、一応呑んだ形になっている。それを7,000億がそもそもの案にないとか、8,500億は暫定額で案になってないとか、そこまであんまり遡って言っても、話を壊すことになりかねない。皆さんのように、そもそも去年がなかったではないかということに話を戻して、何か次のステップに進めるかということ、私は残念ながら、そういう計算をすればそういうことにはなるのだろうけれども、やはり8,500億円を入れるということで、3兆円の税源移譲をさせるということをやらなければならないと思う。

B社

総理と昨日の六団体との間の関係は、総理が地方案を優先した瞬間に、政治関係になってくるという見方がある。単なる陳情関係ではなく。政治家同士の政治関係になってくると思う。そのことを踏まえれば、3.5兆円の2,000億円のいかにありがたい数字かという見方がある。

麻生全国知事会会長

言葉を政治関係というか、何関係というかというのは、一種の言葉の問題であって、現実の問題を進めようとするのなら、去年はなかったと。全然だめじゃないかという議論をしても前に進まないと思う。

山出全国市長会会長

お気持ちはよく分かる。地方案にこだわるぞというのは、それは強く言わなければならない。そして、去年の国保を入れたのは、まずいなあという思いがあった。だからこそ、今度はやはり生保はお断りしなければならないと思う。

山本全国町村会会長

各省庁が良く理解をして、努力をしていくべきである。それを我が方に主導権があるからと勝手にやって成り立つというやり方はよくない。地方がやる仕事になってくるわけだから、そここのところを考えて、お互いの意思を尊重してやっていくべき。

山出全国市長会会長

僕が出て率直な感想は、衣の下にちらちら鎧が見えるなという感じがする。例えば色々な発言の中に、施設費というのは、地方も行政改革をしていかなければならないよと、あるいは、生活保護については、地方も責任があるのだよと。文部科学省も厚生労働省もかわいそうと言わんばかりであるわけで、そういうのはずいぶん警戒をしておかなければならない。

強く感じたのは、地方案にこだわること、これを強く主張すること。もう一つは、筋の通らない解決はやはりいけない。理念のない分権改革は禍根を残すことを強調しておきたい。そしてもう一つは、やはり抜けがたい国と地方の間の不信感、これは、こういうことを基軸にして主張していきたいなという感想をもった。

以上